

川島桶川資源循環組合会計管理者事務決裁規程

令和 7 年 4 月 1 日

訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第 2 条 出納員は、次に掲げる事項に関することを専決することができる。

(1) 収入命令の審査

(2) 報酬、旅費、過誤納還付金及び過誤納還付加算金の支出命令の審査

(3) 需用費（燃料費、光熱水費及び賄材料費に限る。）及び役務費（通信運搬費に限る。）の支出命令の審査

(4) 前 2 号以外の支出で 1 件 5 0 万円未満の経費（交際費及び賠償金を除く。）の支出命令の審査

(5) 資金前渡及び概算払の精算書の審査

(6) 歳入歳出外現金、戻出し、戻入れ、歳入科目更正伺書及び歳出科目更正伺書の審査

(7) 定例又は軽易な通知、請求、申請、照会、回答、報告等に関すること。

(代決)

第 3 条 会計管理者が不在の場合は、出納員がその事務を代決することができる。

2 出納員が不在の場合は、出納員の指定した者がこれを代決することができる。

(準用)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、会計管理者の権限に属する事務の決裁については、川島桶川資源循環組合事務決裁規程（令和 7 年川島桶

川資源循環組合訓令第 2 号) の規定を準用する。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。